

大分家庭裁判所委員会議事要旨

1 開催日時

平成25年7月4日（木）午後3時00分から午後4時30分まで

2 開催場所

大分家庭裁判所大会議室

3 出席委員

宇根谷孝子、河野雄三、小間喜広通、佐藤敬子、田川直之、田中朋子、田中宏明、秦野恵子、松尾和行、世森亮次（五十音順、敬称略）

4 議事内容

【テーマ】家事事件手続法の運用について

(1) 家事事件手続法の概要についての説明

(2) 施設見学

(3) 意見交換（□：委員長、◇：委員（学識経験者）、◆：委員（法曹関係者），●：裁判所）

◇ 電話会議システムの導入は、遠隔地の人も参加しやすくなるなど利便性が高まり、効率よく調停が進むという効果がある。しかし、ケースにもよるとは思うが、顔をつきあわせて話すことにより、真意をくみ取った本当によい解決方法につながることもあると思う。使い分けについては、どのように考えているのか伺いたい。

● 利便性を優先して調停の中身が乏しいものになっては意味がないので、その調停の中身はどういうものなのか、当事者の認識が一番違うのはどこか、などを念頭に使い分けることを考えている。離婚調停を例にすると、最初の段階の、当事者がどういうことを考えているのか、どこに問題があつて調停を申し立てているのか、といったことを、ある程度時間を掛けて聞く場面で、初めから電話で顔も見ずに話を進めることは適当でないと考えているし、当事者の側から考えても、顔も知らない調停委員に話しくい話をすることは

できないのではないかと思う。このように考えると、最初に事情を聴く場面や離婚するかどうかといった本人の真意を最終的に確認する必要がある成立場面では、来庁していただかざるを得ないと思うが、その一方で、ある程度話ができる、あとは細かい条件をつめるだけとなった場面では、本人確認などに問題がある場合を除いて、電話会議システムを使用するということもあると考えている。

- ◇ 施設の内容は全国標準なのか。
- 調停室については標準的であるといえる。
- 児童室については、本庁や大きな支部には整備されているが、小さな支部ではまだ整備されていない。設置されている児童室も、新しい児童室は、部屋も広く、設備も充実しているが、古い児童室は、狭隘であったり、他の用途と兼用で使用しているものもある。このように、全国同一水準でできているかというと差があるが、児童室は必要であるという共通認識の下、各庁で整備を進めている状況である。
- ◇ 問題を解決する手段としてホワイトボードを活用しているとの説明があつたが、このような取組などについて各家裁間で情報交換は行っているのか。
- 情報交換は隨時行っている。例えば、ホワイトボードの活用については、福岡家裁を中心に取り組んでおり、福岡家裁の調停委員を講師とした研修を行うなどしている。
- ◇ 電話会議システムなどはコミュニケーションの手段としてだけではなく、会話などの内容が録音できるという利便性があるが、実際に会話内容などの録音が残されているのか、もし録音が残されているということであれば、録音を残すことについて事前に当事者に承諾を受けているのかどうかについて伺いたい。録音されるということになると、心理的にハードルがきて、心情を表現することに躊躇するのではないかという心配がある。
- 電話会議システム等での会話等の録音は残していない。

- ◇ 家事審判法から家事事件手続法への見直しのポイントの一つとして、「家事事件の手続を、国民にとって、より利用しやすいものとすること」が挙げられているが、統計的にそれが数値であらわれているか。
- 数値化しての検証は行っていない。
 - ◇ 国民に対する啓発活動としては、どういった手法をとっているのか。
 - 裁判所のホームページに、家事事件手続法について分かりやすく説明したものを掲載している。また、毎年の法の日週間等の機会に模擬調停を実施するなどして紹介している。このほか、当事者用にパンフレットを作成し、各市町村等に配布するなどしている。
 - ◆ 成年後見人に占める親族後見人の割合について伺いたい。
 - 大分家裁では、6割が親族後見人、4割が専門職後見人という割合になっている。専門職後見人の割合は年々増加しており、今後更に増加することが予想される。
 - ◆ 従前は、安易に親族が成年後見人になっていたくらいがあるが、啓発等はどういうようにしているのか伺いたい。
 - 後見人選任手続の中で、候補者から事情を聴く際に、後見人の役割をきちんと理解しているか、などを聴取し、問題があると考えられる場合には、比較的財産の多くない人についても専門職後見人を付けるということを考えている。後見人の不正を防ぐ上で重要なことだと思っている。また、後見人に選任された人については、収支の状況、財産の変化の状況を報告してもらい、問題があれば問題として扱い、問題にならないまでもきちんと帳簿の管理ができるといつた場合には指導している。
 - 全国的に見ると、大分は親族後見人の割合が高い。他府では、もっと専門職後見人が選任されている。ただ、後見人は財産の管理だけではなく、身上の管理もしなくてはいけないという面もあり、また、専門職後見人を選任すると費用がかかるため、申立人や親族が抵抗を示すこともある。不正が起き

ないような形での選任をし、専門職後見人を含めて、後見人の監督を強化している状況である。

- 成年後見人の選任については、非常に興味深いテーマであり、別の機会に意見交換を行ってもよいのではないか。
- ◆ 児童室は、以前に比べて全体的に明るくなり、男女ともに興味のもてるおもちゃが更に増えるなど、非常に良いものになっているという印象を受けた。児童室に限らず、いろいろな部屋が少しづつ改善されていると感じている。例えば、待合室は、以前は当事者が対面する形で座っていたものが、対面しない形で座れるようになり、利用しやすくなっていると感じた。ホワイトボードの活用について説明があったが、非常によい取組であると感じた。項目ごとに申立人の意向と相手方の意向が示されていて、特に、弁護士についていない当事者などが、視覚的に自分と相手方の言い分のどこが違うのかを比較できるのは非常にいいことだと思う。
- ◆ 家事事件手続法の関係とは離れるが、自分が相談をする際に一番気になるのは、2、3歳の子どもを連れた相談者の場合で、例えばお母さんと相談しているとその内容が子どもに分かってしまうので、お父さんの悪い面を聞かないといけないけれどできれば子どもには聞かせたくないといったケースである。児童室を見学して、他の施設にある託児所のように活用できないかと思った。事前予約制にして、子どもの相手をする専門の資格を持つ人を臨時に雇い入れ、相談等をしている間、子どもを預かるようにはできないだろうか。一度児童室で遊んでおくと、その後に試行面接をすることとなった場合でも、部屋に慣れていて、より普段に近い様子が見られるなどのメリットもできる。児童室をこのように活用できると更に理想的であると感じた。
- ◇ 広報について、家事事件手続法やその他の手続についての簡単な説明を裁判所のホームページに掲載したり、市役所等にパンフレットを置くなどしていると言うことであるが、このほかに、より一般の人の目に触れやすい市報

などに掲載する方法も有効なのではないか。

◇ 新聞などのマスメディアを利用した、家事事件に関する広報をもっと積極的に行ってもよいのではないか。

5 次回期日等について

(1) 日時

平成26年2月25日（火）午後3時から

(2) テーマ

大分家裁における少年事件の現状と取組

(3) 場所

大分家庭裁判所大会議室